

FP Topics = 生命保険のクーリングオフ = 2024年3月号

= One's impressions =

私事ですが、昨年大病を得たのですが、幸運にも再
起し徐々に社会復帰（仕事も再開）できています。
入院手術時の医療保険はたいへん助かりました。
私自身、個人事業主であることから、医療保険は厚
めに付保していました。保険加入が役立った事例で
すが、ライフプラン相談などの現場では、ご自身が
契約している生命（医療）保険の内容をしっかりと理
解されている相談者さんはあまり多くないのが現状
です。

同じような保険に複数加入していたり、保険の契約
期間に問題があったりすることも稀ではありません。
必要のない死亡保険金が設定されていたりすること
もあります。保険屋さんに勧められて加入してし
まったけど、ちょっと考え直そうということもある
と思います。そこで今回は『生命保険のクーリング
オフ』をテーマに特集したいと思います。

=クーリングオフとは=

クーリングオフとは、契約を申し込んだ後、一定期
間内であれば契約を撤回できる制度です。この制度
は、訪問販売や強引な勧誘などから消費者を保護す
る目的で設けられています。

生命保険もクーリングオフの対象になりますが、そ
の適用要件や手続き等は各生命保険会社により異な
ります。生命保険のクーリングオフは、一般的に
「保険契約の申込日」または「クーリングオフに関
する書面を受け取った日」のいずれか遅い方からそ
の日を含めて8日以内であれば、申し込みの撤回や
保険契約の解除が可能になります。

= 生命保険会社ごとに異なる要件 =

	要件の内容
A社	申し込み日又は注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内
B社	申し込み日又はクーリングオフに関する事項を記載した書面の受領日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内
C社	申し込み日又は第一回保険料相当額の受領日のいずれか遅い日から、（『責任開始期に関する特約』を付加する場合は申込日）、その日を含めて8日以内
D社	重要事項説明書（注意喚起情報）の受領日又は申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて15日以内
E社	クーリングオフに関する事項を記載した書面の交付日又は申込日（もしくは保障内容の訂正手続日）のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内
F社	申し込み日又は申し込みの撤回等に関する事項を記載した書面または電磁的記録の受領日のいずれか遅い日から、その日を含めて31日以内

※上記のように生命保険会社ごとに定める要件は異なっていますので、生命保険の契約時には担当者に確認しておく必要があります。一般的な『8日以内』の日数を15日、20日、31日など要件を緩和している生命保険会社もあります。

～申し出可能期間の例～

注意喚起情報を受領した日	←	→	申込日(起算日)							
4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日
			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目

クーリングオフ申し出可能期間



＝クーリングオフが適用されない場合＝

契約者を保護する目的の制度ですが、クーリングオフが適用されない契約形態もあります。

	クーリングオフが適用されない主なケース
1	生命保険会社が規定している、クーリングオフ申し出可能期間を経過している場合。
2	保険期間が1年以内の保険契約。
3	法人を契約者・事業のための保険契約等。
4	法令の規定などにより申込者の保険加入が義務付けられている保険契約。
5	申込意思が明らかな申込者が日時を指定して、保険会社等の営業所を訪問して契約した場合。
6	申込者自ら指定した場所で契約した場合。
7	債務履行の担保のための保険契約。
8	既存の契約を変更する場合等。
9	保険会社指定医の診査が終了した契約。

＝クーリングオフの手続き＝

生命保険のクーリングオフは、担当者に口頭や電話等で、その意思を伝えるだけでは効力を生じません。各生命保険会社が定める期間内に書面または電磁的記録により申し出る必要があります。

記載する内容は、クーリングオフの意思を伝え、その契約を行った者の住所、氏名、生年月日、電話番号、当該契約書の証券番号等を記載する必要があります。書面のひな形等は、保険会社のHP等に掲載されています。

＝その他の注意事項＝

- I 契約者本人が申し出をする必要がある。
- II 保険金等の支払事由が生じている場合は、クーリングオフをすることができない。
- III インターネット経由での契約もクーリングオフの対象となる。
- IV 保険会社ごとにクーリングオフの要件が異なっている場合があるので注意が必要。
- V 外貨建保険契約のクーリングオフを行う場合、返還される保険料が外貨となる場合があることから、為替リスクの影響を受けることがある。

～今月の山便り～

実際、何者かに呼ばれていたのかも知れません。あのビバーク地（緊急露营地）で危うく谷へ降りかけたこと。真っ赤に燃える一本の木に吸い寄せられるように、谷の入り口へ降りかけた時の、あの谷底から感じた気配は尋常ではなかったように思えます。ふと我に返り踵を返し、登り返す背中に感じたあの気配は今も忘れられません。

この大峯奥駈道山行は、奈良金峯山寺～和歌山熊野本宮大社への縦走登山であり、長年の山歩きの経験からも、縦走路から谷へ降るなんてありえないはずです。あの時空では、自分の意志とは無関係に、身体が勝手に動いていたように思えてなりません。スポットライトに照らされたように、真っ赤に紅葉していた、あの木はこの世とあの世の境界だったようにも思えます。

縦走路の鞍部にぽっかりと空いた、テントひと張り分の平らなスペース。祈りの場“靡”でした。日が落ち、進むべき道を見失った場所が“靡”だったのです。古からの祈りの場です、たくさんの気が満ちていたのかもしれない。助けていただけたことに感謝しなければなりません。人生においても、道を見失い途方に暮れたことは幾度もありました。

その度、不思議なことがおこり、ここまで生きてこられたのだと思います。偶然ではない、何かの大きな力が働いて、生かしていただいているのでしょう。昨年大病を得たことも、何か意味があるのかも知れません。五体満足で生還できる確率はかなり低い病ということは、ある程度覚悟していました。ですが、ほぼ完璧に回復し、機能障害も無く、生還できたことは奇跡に近いと思います。大きな力により生かされていて、まだ何かすることがあるように思えるのです。（終）

